

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第2条（上場手数料及び年賦課金の特例）関係

(1) 第1項に規定する「本所が定める地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。

(2) 第1項に規定する「本所が定める期間」とは、原則としてこの取扱いの施行日から1か年以内とする。

2 第4条（株券上場審査基準等の特例）関係

第4条の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市場第一部及び市場第二部

株券上場審査基準の取扱い2(8)の規定の適用については、同d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2) JASDAQ

JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領13(5)の規定の適用については、同b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3 第5条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替

え基準の特例) 関係

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (5) (同 1 (5) c を除く。) の規定は, 第 5 条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において, 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (5) a 及び b 並びに (6) e 中「第 5 号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 5 条において読み替えて適用する指定替え基準第 2 条第 5 号」と, 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (5) d 中「第 5 号ただし書」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 5 条において読み替えて適用する指定替え基準第 2 条第 5 号」と読み替える。

4 第 6 条 (株券上場廃止基準等の特例) 関係

(1) 第 1 項の適用を受ける上場会社については, 次のとおり取り扱うものとする。

a 株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) の規定は, 第 1 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において, 株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) 中「第 5 号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 6 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号」と, 同 1 (5) c 中「1 か年」とあるのは「2 か年」と読み替える。

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条の規定の適用については, 同条第 1 号 a (e) 中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5

号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 6 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号」とする。

(2) 第 2 項の適用を受ける上場会社については、次のとおり取り扱うものとする。

a J A S D A Q における有価証券上場規程に関する取扱要領 43(3)の規定は、第 2 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、J A S D A Q における有価証券上場規程に関する取扱要領 43(3)中「第 3 号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 6 条第 2 項において読み替えて適用する J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 3 号」と、43(3) c 中「1 か年」とあるのは「2 か年」と読み替える。

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 7 条の規定の適用については、同条第 1 号の 2 a (c)中「J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 3 号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及び J A S D A Q における有価証券上場規程の特例第 6 条第 2 項において読み替えて適用する J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 3 号」とする。

付 則

この取扱いは、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。